

# おうち時間 家族で点検 火の始末



3月1日(火)～7日(月)に「春季全国火災予防運動」が実施されます。春は冬に比べて暖房器具などを使用する機会が少なくなるにもかかわらず、空気の乾燥や強風などにより多くの火災が発生しています。火の取り扱いには十分に注意しましょう。

消火体験装置で訓練

## 地域で放火の対策を

一般住宅や事務所などの建物のほか、車両や敷地内の可燃物が放火されるケースが多くなっています。放火を防ぐためには、家の周りに燃えやすい物を置かないなど、一人一人の注意が大切です。

また、放火は地域の治安にも関わります。地域住民が協力して「放火されない・放火させない・放火されても被害を大きくさせない」を基本に、防火対策に取り組むことが必要です。皆さんも自治会や町内会など、地域ぐるみで放火されやすい場所などを把握し、対策を話し合ってみましょう。

## 設置は済んでいますか 住宅用火災警報器

火災の発生にいち早く気付き、速やかに避難を開始できるように全ての住宅に火災警報器の設置が義務付けられています。

火災警報器には単独型と連動型があります。単独型は火災を感じた物だけが鳴りますが、連動型は無線や配線がつながっている全ての物が鳴るようになっていきます。

大切な家族の命や家財を守るためにも、連動型の設置を検討してください。

また、火災警報器はメンテナンスが必要で、1カ月に1回程度の作動点検を行います。火災以外で火災警報器が鳴った場合は、故障や電池切れが考えられます。点検方法はメーカーや機種によって異なるため、取扱説明書で確認してください。

## 火災警報器の設置調査

火災予防運動に伴い、消防職員が住宅を訪問する火災警報器の設置調査を予定しています。できる限りインターホンなどを利用して調査を行いますので、皆さんのご協力をお願いします。

なお、火災警報器や消火器などの悪質な訪問販売の被害が発生しています。消防職員・消防団員が販売を行うことはありませんので、おかしいと思ったらすぐに消費生活センター(☎23・1161)へ相談してください。

## 老朽化した消火器に注意

消火器は腐食や老朽化により破

裂する恐れがあります。事故を防ぐためにも、定期的に消火器の確認をお願いします。

なお、消防署では消火器の回収は行っていません。廃棄するときには消火器取扱店などに問い合わせてください。

## 消火体験装置を購入

市では、自治総合センターが社会貢献広報事業として実施している宝くじ助成金により、消火体験装置を整備しました。この事業は、宝くじの収益を財源にコミュニティ活動に対する助成を行っているものです。今後、皆さんにこの装置を使用した訓練に参加してもらえるよう準備を進めています。

※防火相談は予防課または各消防署へ。

- 予防課(☎20・1591)
- 成田消防署(☎20・1594)
- 飯岡分署(☎36・0119)
- 赤坂消防署(☎26・3210)
- 公津分署(☎29・6627)
- 三里塚消防署(☎35・1007)
- 空港分署(☎30・1187)
- 大栄消防署(☎73・4141)
- 下総分署(☎96・4023)